

豊川市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年1月15日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男
同	富 田 潤

別紙

定期監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

総務部財産管理課

2 監査の範囲

平成29年4月1日～平成30年11月2日

3 監査の実施期間

平成30年9月12日～平成30年11月2日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について
- エ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

市所有の財産となっている土地において、所管が不明なものや所在が把握できていないものについて、早急に把握するよう検討されたい。

イ 改善事項

(ア) 備品管理事務について調査したところ、備品登録が行われていない事例が見受けられた。財産管理課においては、自課も含めて全庁的に豊川市物品管理規則で定める事務について徹底を図られたい。あわせて、備品管理について現行の備品管理システムを活用して、正確な決算報告が行われるよう事務を改善されたい。

(イ) 工事等の施行に付随して取得した物品の取扱いについて、平成27年3月30日付け豊管号外の通知に基づく取扱いがされていなかったため、適正な事務に改善されたい。

(ウ) 個人に対して行っている5件（所在地 別紙のとおり）の普通財産貸付において、貸付条件で将来に紛争が生じないように、適正な土地貸付契約に改められたい。

(エ) 豊川市開発ビル株式会社と締結している公有財産有償契約書（所在地 豊川市諏訪三丁目117-9）において、転貸について明記し、適正な事務に改善されたい。

別紙

所在地

- 1 豊川市一宮町大池 1 3 8 - 5
- 2 豊川市赤坂町関川 1 6 0
- 3 豊川市御津町広石高坂 1 2 0、1 2 1 番地
- 4 豊川市国府町岡本 7 8 - 1、7 9 - 1、1 0 4 - 2
- 5 豊川市御津町広石日暮 8 0